

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように、皆様の活動を支援していきます。

取組内容としては、次の通りです。

- 1 それぞれの地区別計画を目標に地域が活性化し、いつまでも安心して暮らせる町になるように尽力いたします。新たな防災の備えを進めるために、地域の防災拠点との協働、福祉避難所としての情報共有を行います。普段から地域の皆様が顔見知りになり、高齢者や子どもや障害者を取り残されないように、いざという時に連携がとれる機会を地域ケアプラザとしても作っていきます。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談窓口」であることを、機会があるごとに広報します。地域ケアプラザから遠い地域での出張相談を含め、相談には、迅速かつ的確・丁寧に対応していきます。緊急時を含め、区役所や他機関とも連携をとりながら対応していきます。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス（サロンや食事会等）の情報を収集し、地域活動サービスリスト等へも掲載し、高齢者に限らず、子育て世帯・障害者・ヤングケアラー・難病・経済的困窮者の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報の更新を図り情報提供します。
- 5 医療と介護の連携を進め、介護サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め、支援が行き届くようにします。地域の方の入院、退院時にも安心して在宅との行き来ができるように支援していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

中山地域ケアプラザは、ＪＲ横浜線、横浜市営地下鉄グリーンラインの中山駅を挟んで区役所とは反対側の中山駅北口から徒歩約７分のところにあります。地域包括支援センターとしてのエリアは新治中部地区、三保地区の２地区を担当しています。駅から少し離れると坂が多く、バス便が少ないエリアもありますが、市内で緑が最も多い地区とも言われ自然豊かな地域です。

(1) 新治中部地区

地区別計画①「防犯・防災に強い安全・安心のまちづくり」②「住民同士の顔の見える関係が築かれたまちづくり」③「次世代につながるまちづくり」

駅周辺の商業施設が密集した地域と住宅地域があり、緑区内で最も人口の多い地区のひとつです。付近には、恩田川や四季の森公園・長坂谷公園等があり、身近に緑豊かな環境があります。地区高齢化率の平均は22.1%ですが、約46%と高い単一自治会もあり、高齢者人口は緑区内で最多となっています。どの地区も単身世帯が増加しています。また、住宅が密集し道幅が狭い場所や起伏が大きい場所も多くあり、降雪があると車が通りにくいエリアもあります。

(2) 三保地区

地区別計画「①地域でのつながりを大切にし、活動を活発にしたい②活動・交流を通じた見守り・支え合い」

区の中央に位置し面積が広く、南側には三保市民の森等、森林や農地がまだ多く残されており、自然多き緑豊かな環境です。また、特別養護老人ホーム等の福祉施設も多数設置されています。北側には住宅地と団地、公営住宅が混在しています。開発が続いており、子育て世代を含む若い世帯の転入も多く、一戸建ても増えてきており、若い世帯と古くから住んでいる高齢者世帯がある地域です。地区高齢化率は22.26%ですが、高齢化率約48%と半数の住民が高齢となっている単一自治会もあります。

2 地域の魅力

緑区は横浜市内の中でも緑の多い地域であり、四季折々の花や生き物、里山の風景を楽しむことができる県立四季の森公園、三保市民の森など、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる公園がたくさんあります。このような自然豊かな環境だからこそ、30代夫婦と子どものファミリー世帯の転入が多くあります。まだまだ田園風景も広がり、野菜や果物の栽培が盛んです。地元で採れた野菜やお米を自治会活動などで活用しているのも魅力です。



(上)四季の森公園の風景



(上)三保子どもフェスタ
三保自治会の出店の様子

3 地域の課題

- (1) 新治中部地区、三保地区のいずれも起伏が大きい地形のため、階段の途中に住宅がある場所や、道幅が狭く緊急車両が入れない場所もあり、災害に対して住民の多くが危機感を抱いています。また空き家が増えているエリアもあり、防犯上の課題となっています。高齢者夫婦世帯、一人暮らし高齢者世帯の入院や施設入所、ご逝去後におきる空き家問題は年々増えています。
- (2) 地域活動は盛んですが、担い手の高齢化が問題になっており、次期担い手を見つけ育てることが課題です。若い世代の転入者が増えている一方で新規の自治会町内会の加入者が年々減少しており、従来の住民との交流が少ないことも課題です。時代の流れもあり、70歳まで仕事を継続する方も増えていて、自治会活動への携わり方を転換していく必要があります。
- (3) 起伏の大きい地形や交通手段の少ない地域があり、高齢者の社会参加の減少に影響していると思われます。地域ケアプラザが担当エリアの端に位置することから公共交通機関での来所がしにくい地域もあります。
- (4) 高齢化率が年々高くなっていることに加え、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦または高齢の親とその子どものみの世帯が増加し、「孤独死」「ヤングケアラー」「8050問題」など様々な社会問題も発生しています。介護予防や認知症予防の早期の相談支援や生活困窮者支援制度、成年後見制度の利用促進などが急務となっています。
- (5) 災害対策は各地域での喫緊の課題となっています。どこにどのような方が住んでいて支援が必要なのかを把握していくこと、個人情報保護はもちろん重要ですが必要な人が知っていざという時に助け合えるしくみづくりが必要です。

4 具体的な取組

(1) 地域団体との連携

ア 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、緑区老人クラブ連合会、保健活動推進員など既存の地域の組織とボランティア団体などが共に連携して、相互理解を図り、情報を共有することにより、誰もが安心して暮らし続けられる町づくりを進めていきます。例えば地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員等で行っている各地区の食事会やサロンに地域包括支援センター職員（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以

下「地域包括支援センター職員」という。)が出向いて嚙下体操や防犯(詐欺被害への注意喚起等)、フレイル予防、認知症予防や介護保険に対する講話、地域活動への参加の大切さの普及啓発を行います。また、ハーモニーみどりふれあいまつりでは、区役所や保健活動推進委員等と連携し、地域住民に広く介護予防について普及啓発していきます。

イ 地域共生社会の構築に向けて、民生委員・児童委員、緑区社会福祉協議会、区役所との協働で実施している地域ケア会議などを活用して、地域課題の把握と検討を継続していきます。また、地域の課題は、地域住民とともに共有し課題解決に向けて取り組んでいきます。社会課題ともなっている高齢者の運転免許返納についても地域ケア会議で取り上げていきます。日常生活への影響を考え、運転免許返納後の安心した生活ができる地域づくりを参加者(自治会長、近隣医院の医師、ケアマネジャー、移動販売のサービス事業者、配食サービス事業者等)と一緒に考え話し合いました。今後も地域の方や、他機関と連携し地域課題の解決のため努力をしていきます。

ウ 中山地域ケアプラザの担当地区は、緑区内でも人口が多く、高齢者人口も比例して多くなっています。またマンションや戸建て住宅が次々に建設され、年少人口と共に子育て世代も増加しています。地域団体との協働により、子育て世代から高齢者まで各世代別の支援を行っていきます。中山地域ケアプラザデイサービスのお客さまにより制作された折り紙などの毎月テーマに沿って作った作品を、近隣小学校へ提供し小学校で展示していただいています。これを機に、小学校の先生からもっと子どもたちにも地域ケアプラザを知ってもらうようにと授業の一環として地域ケアプラザを訪問(年3回)していただいています。今後も地域の方々と連携していかれるように講座等の企画を工夫していきます。



(上)中山小学校デイサービス交流会で
生徒とお客さまが共同制作している様子



(上)中山小学校デイサービス交流会の作品
クリスマスツリーとオーナメント

(2) 総合相談・支援事業の充実

ア 地域との関係を強化し、よりきめ細やかな実態把握に努めます。地域において支援を必要とする方々の情報を把握し、迅速に対応することで、適切な支援に繋がります。また、介護保険等の公的制度だけでは解決できない課題に対しては、地域に合ったインフォーマルサービスの整備に取り組んでいきます。例えば生活支援コーディネーターと協力して横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)の地域への理解やケアマネジャーへの紹介をし、利用の推進に努めます。また、地域のインフォーマルサービスをまとめたリストを、相談者やケアマネジャーにも情報提供を行っていきます。地域ケアプラザの立地

や地区の周辺状況から、地域の方々が地域ケアプラザに来所しにくい現状があるため、特に三保地区においては職員が積極的に訪問し相談対応をしていきます。

- イ 高齢化が進展する中、フレイル予防、認知症予防、栄養講座などのニーズが高まってきていることから、小さなサロンの集まりも含め、職員が出向いて、地域の方の協力を得ながら講座や教室を実施していきます。



(上)介護予防事業：いきいき健康講座



(上)寺山民生委員の集いにて、ボッチャをしている様子

(3) 防災の町づくり

- ア 「みどりのわ・ささえ愛プラン（緑区地域福祉保健計画）」の取組を通して地域の防災に協力していきます。また、自治会町内会主催の防災訓練や様々な行事等に積極的に参加しそれぞれの地域の状況把握に努め、地域との協力体制をより強化していきます。

- イ 地域ケアプラザは災害時の福祉避難場所として、区と協定を結んでいます。法人として事業継続計画（BCP）を策定しており、大規模災害発生時も要援護者を支援していきます。所長、近隣在住の職員は、災害発生後できる限り早く地域ケアプラザに出勤し、福祉避難所の開設準備を緑区役所と調整しながら行います。どの職員でも対応ができるように常日頃訓練をしていきます。

新型コロナウイルスが流行したことから、同じような感染症の流行があった場合にも早めの感染予防計画を立てて行動していけるように感染症のBCPも作成して、職員で訓練を行っています。近隣地区の施設で行っている災害時福祉施設回覧版にも参加し毎年の訓練も一緒に取り組んでいきます。

- ウ 中山地域ケアプラザは浸水想定区域になっており、火災発生時の消防計画とは別に浸水時の避難計画も策定しています。普段から地域ケアプラザ内にハザードマップを掲示し、避難計画を誰でも閲覧できる場所に設置して、避難の仕方を一般の方にも周知します。また、デイサービスのお客さまがいる時間に災害が発生した場合には、帰宅の優先順位をつけ、ご家族と連絡を取り合いながら安全第一で自宅への送迎または地域ケアプラザで待機していただくようにします。台風の際などは早めに近くの川の氾濫水域到達情報を確認し、垂直避難を建物内で行います。毎年2回行っている避難訓練時に実際に中山地域ケアプラザデイサービスのお客さまの避難を合築施設として他の法人の職員にも協力してもらい実施していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会、地区社会福祉協議会定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有していきます。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者の情報共有を図っていきます。民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流会を行い、必要な時に必要な情報交換ができるよう関係を深めていきます。
- (3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害の減災の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。

2 行政との連携

- (1) 区役所高齢・障害支援課と地域包括支援センターで、月に一度カンファレンスの場を設け、地域の高齢者に関する情報共有を行い、課題があった場合には解決に向けての役割分担を明確にし、協働して支援を行っていきます。

3 緑区社会福祉協議会との連携

- (1) 地区別支援チーム会議では、緑区役所とともに緑区社会福祉協議会と連携し情報共有を行い地域支援に努めます。年に2回程度各連合エリアでの地区別策定委員会では委員会の準備やグループワークへの協力、当日の様子を報告する通信の作成などを支援していきます。
- (2) 緑区社会福祉協議会の主催する緑区移動支援事業者連絡会では、情報共有し相互の事業に関心をもって協力をしながら行っていきます。赤い羽根共同募金やフードドライブ、介護体験希望者の受け入れにも協力していきます。また、合築施設のため、建物や駐車場の運用など日常的に協力していきます。
- (4) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとっていきます。権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援をしていきます。最近では、金銭管理のニーズがある相談も増え、地域包括支援センター職員やケアマネジャーと一緒に訪問し、制度説明をしてもらいます。今後も身近に身寄りがなく自分で金銭管理が難しい高齢者の存在を把握し、支援していきます。
- (5) 生活支援カンファレンスや区役所との定例カンファレンスに参加してもらい、お互いの事業について共有すると共に、地域の課題や個別ケースについても情報を共有し、解決に向けて協働していきます。又、定例カンファレンスの中で、あんしんセンター利用者を中心に区社会福祉協議会の方からも個別ケースについて情報共有をしてもらう場を設けていきます。生活支援コーディネーターとの連携で個別の地域の課題にも共に取り組んでいきます。

4 医療関係者との連携

協力医の来所時には、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなどして、情報交換を行い質の高いサービス提供に努めていきます。広報紙の医療情報をコラムにして掲載します。又、実際に地域住民向けに医療的な情報を提供するような講座の講師や、ケアマネジャーの事例検討会に出席してもらい、医療的な視点からの助言も行っていただきます。



(上) Dr 谷田部の健康講座

- (1) 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、地域ケアプラザの広報紙や地域包括支援センターのチラシを配架してもらっています。これを機会に、より近隣の医療機関や薬局と連携し地域の方の入退院のサポートや薬の一包化のアドバイスなどをいただけるような関係性を作っていきます。
- (2) 区役所・緑区内の地域包括支援センターと合同の地域包括支援センター多職種連携部会に参加し、円滑な在宅ケア体制づくりを目的に、緑区医師会の協力のもと設立された「在宅ケアみどりネットワーク」とも協働しながら、緑区内の医療機関及び介護サービス提供事業所との連携推進・人材育成を図っていきます。
- (3) 近隣の総合病院の医療相談室のソーシャルワーカーや看護師とは、普段から密に連絡を取り合いながら、地域の方々の入退院時にも安心して病院と在宅の行き来ができるように支援していきます。退院時のカンファレンスなどにも必要に応じて地域包括支援センター職員やケアマネジャーが同席し、退院前から退院後の相談にのって安心して退院日を迎えられるように支援していきます。

5 他機関との連携

- (1) 緑区医師会在宅医療相談室主催等によるケアマネジャーや専門職が参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加し、情報の共有を図っていきます。
- (2) 地域の障害者の関係機関（基幹相談支援センターや生活支援センター、中途障害者地域活動センター）と連携し、講演・講座などを共催することで、顔の見える関係性を構築していきます。現在も「地域活動支援センターあおぞら」の方たちと連携し事業を展開しています。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討していきます。会議開催後は、会議録を作成し、区役所へも報告し、地域にフィードバックしていきます。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。令和5年度は三保小学校(4年生)で、地域高齢者が寸劇に参加して、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、中山小学校では、地域ケアプラザのデイサービスのお客さまの作品を毎月展示していただいたことを機に、地域ケアプラザの見学やデイサービスとの交流に発展しました。今後もこの多世代間交流を続けていくことで、地域で安心

した生活を継続できる顔見知りの環境づくりとなるように継続していきます。

6 他の地域ケアプラザとの連携

緑区内の連絡会、および法人内（横浜市内に 21 か所）の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めています。

また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。

生活支援コーディネーターの連携として、地域の特徴を踏まえた新たな社会資源の創設に向けて 近隣地域ケアプラザのコーディネーター勉強会を実施していきます。

毎年 10 月に行われる緑区民まつりでは、7 か所の緑区内の地域ケアプラザが協力して地域ケアプラザおよび地域包括支援センターの周知に努めています。



（上）緑区民まつりの様子＜区役所前＞



（上）緑区民まつりの様子＜四季の森公園＞

（4）合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

中山地域ケアプラザは、4 階建ての「ハーモニーみどり」という建物の 1 階にあり、建物内には緑区社会福祉協議会、中山地区センター、緑区老人クラブ連合会、シルバー人材センター緑事務所、中山福祉機器支援センターなど多くの団体があります。それぞれの団体と市民利用施設としてよりよいサービスの提供や情報交換、事業連携を目指し、毎月施設長会を行っていきます。

緑区社会福祉協議会とはより協力体制を強化していきます。中山地区センターとは、共催で地域の方向けのクリスマスコンサート・笑劇場などを引き続き実施していきます。中山福祉機器支援センターやシルバー人材センター緑事務所へは、相談に来られた方を必要に応じて紹介していきます。

年に一度の「ハーモニーみどりふれあいまつり」では全館で協力し、さらに地域の方たちとも連携してお祭りを実施することで関係を強化していきます。コロナ禍を経て令和 4 年度から徐々に再開し、各法人で部屋の分担利用を決めて、それぞれが出し物を提供します。地域ケアプラザでは健康チェックや珈琲紅茶ボランティアの方たちが飲み物を提供するブースを作るなど、事前に職員同士が集まり部屋の利用範囲や出し物の確認を相互にして協力し合い関係を深めていきます。

また、地域ケアプラザの子育て支援事業に参加している親子のほとんどが、中山地区センターのプレ

イルームを利用しています。その為、気になる親子がいる時は、職員で連携して見守りを行い、必要に応じて区役所こども家庭支援課に相談・報告をしていきます。



(左・中央) ハーモニーみどりふれあいまつりの様子

(右) ハーモニーみどり合同での浸水避難訓練の様子

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念1

お客さまの満足

- ・ 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることが出来る協会を目指します。

基本理念3

公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の**約束(エンゲージメント)**について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

令和5年4月1日

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- ① お客さまのお話はしっかりと聴き、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- ② 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- ③ 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- ④ 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくれます
- ⑤ より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- ⑥ 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- ⑦ 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- ⑧ 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- ⑨ 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

社会福祉法人横浜福祉サービス協会

<基本方針>

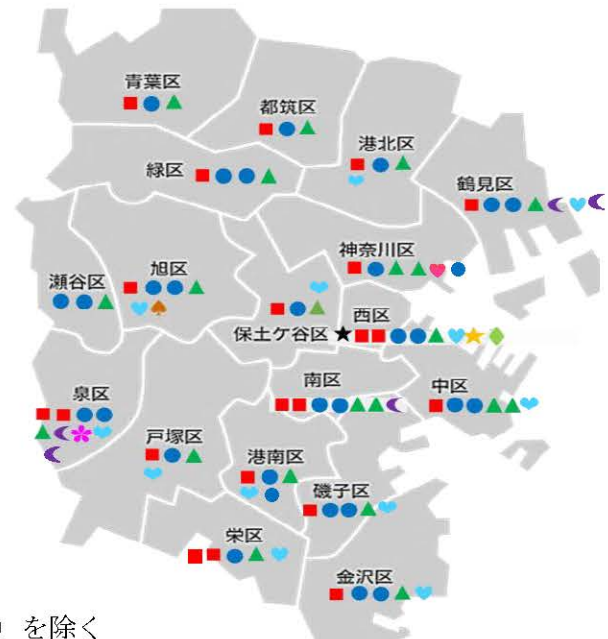
- (1) 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◐) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護 19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除く



- (3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。
- (4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス A A」の承認を受けました。
- (5) 理事会を中心としたガバナンスを基に**健全で安定した経営**を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



＜ 業務実績 ＞

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

＜社会貢献事業＞

- (1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。
- (2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

＜DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進＞

令和 6 年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額

を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率86.7%、流動比率230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に関しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。



プリセプター制度

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。

(1) 新規採用

ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実

エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

オ 管理職経験のあるキャリアの採用

カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

イ プリセプターやメンターによる支援

ウ キャリアアップを意識した人事異動

エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度

オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成

イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成

ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度

エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）

オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さま



研修センター主催研修

への質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。

<研修センター主催研修実績>

	令和 5 年度		令和 4 年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和 5 年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数 2,332 回、延べ参加職員数は、33,219 名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に行い、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払います。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めます。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に実施します。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期します。

また、中山地域ケアプラザの貸し部屋や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を実施します。

衛生委員会を毎月開催し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めます。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っていきます。建物の老朽化に伴う改修については、状況を確認しながら計画的に区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊

急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ 事故・ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

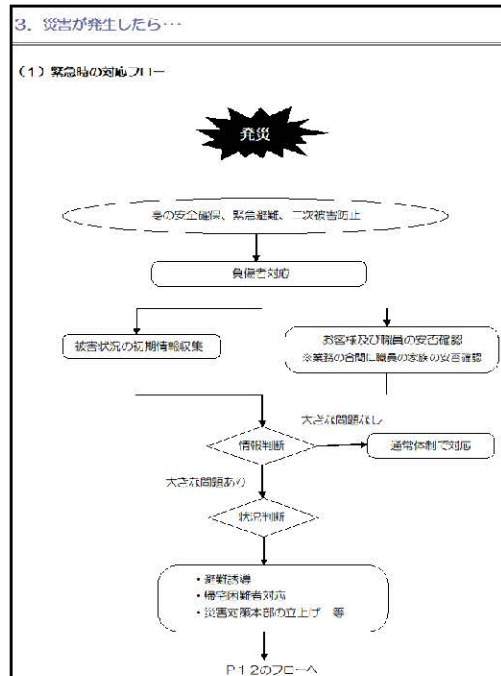
災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めます。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行い、災害発生時に備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 震災や風水被害時の体制

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「事業継続計画（BCP）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

2 感染症の発生に対する備え

感染症対策及びまん延防止の体制を確立すると共に、適切かつ安全に質の高いサービスを提供し続ける事が出来る様、当法人全事業所で感染症対策マニュアル及び感染症発生時における「業務継続計画(以下BCP)」を整備しています。

半年に1回感染症対策委員会を開催し、各部門の担当とBCPの確認を行い、中山地域ケアプラザ産業医の助言を受けながら、感染症対策物品の確認等行っていきます。又、年に1回感染症をテーマとした研修を事業所全体で行います。

(4) 公正・中立性の確保について

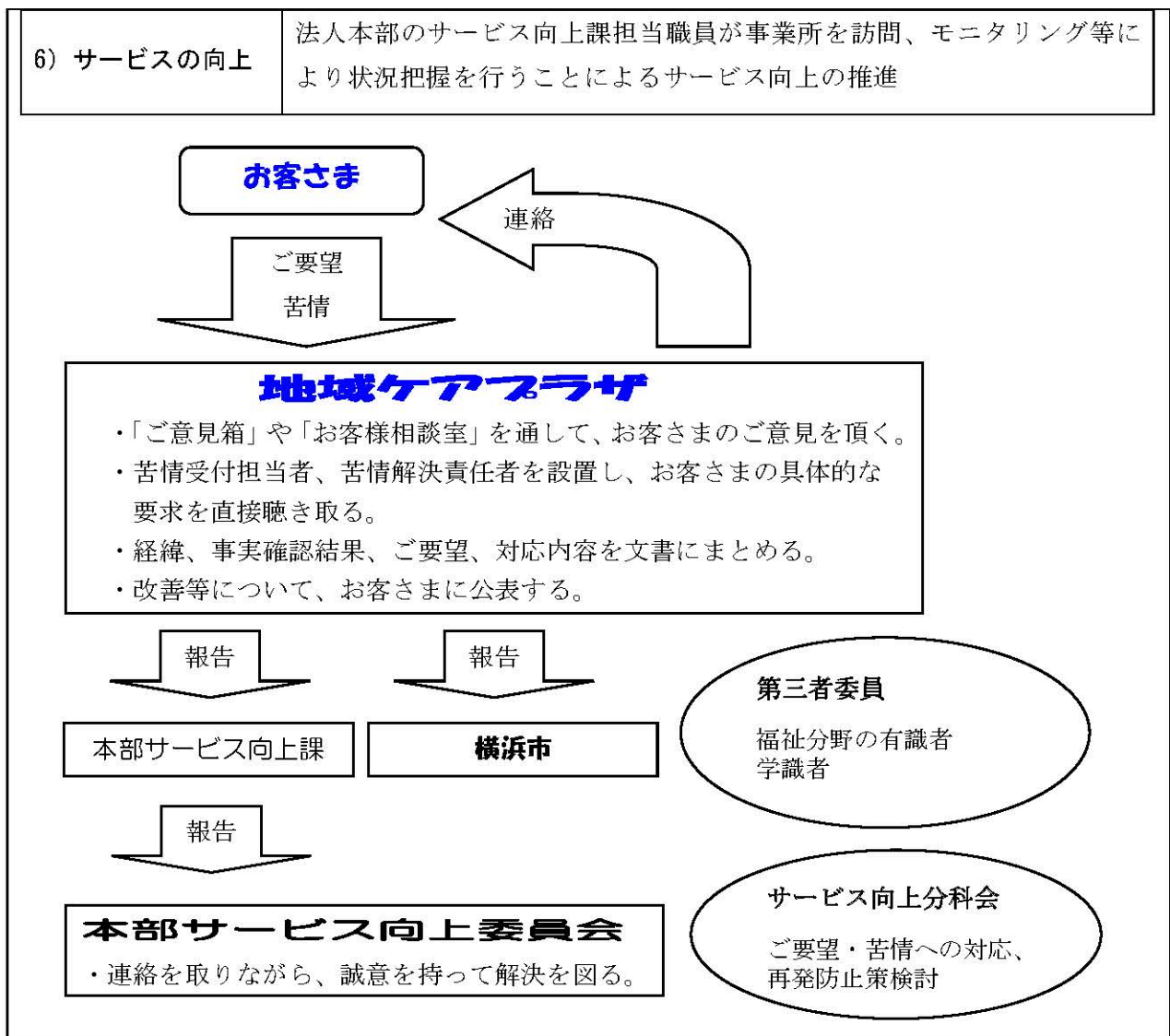
公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<u>コンプライアンスの徹底</u>	
1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年10カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないように管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。	
1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客さま相談室	ア お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱いには意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護 規程の策定	ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」を策定 イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化
--------------------	---

2) 研修	ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱いについて」の研修を実施し、報告書を区役所に提出 イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施 ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底
3) 個人情報の取扱	ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理 ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の策定と実施	ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定 イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
2) 情報提供	ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。 イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載

3 人権尊重への取組

法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底
----	---

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげていきます。

その他、外出・訪問用には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献していきます。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めます。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市内中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

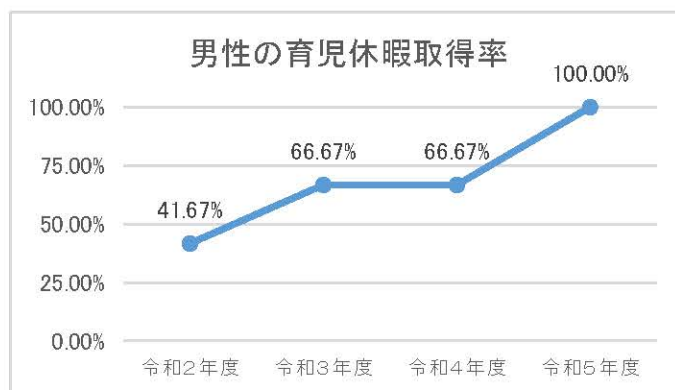
5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙とします。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいきます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

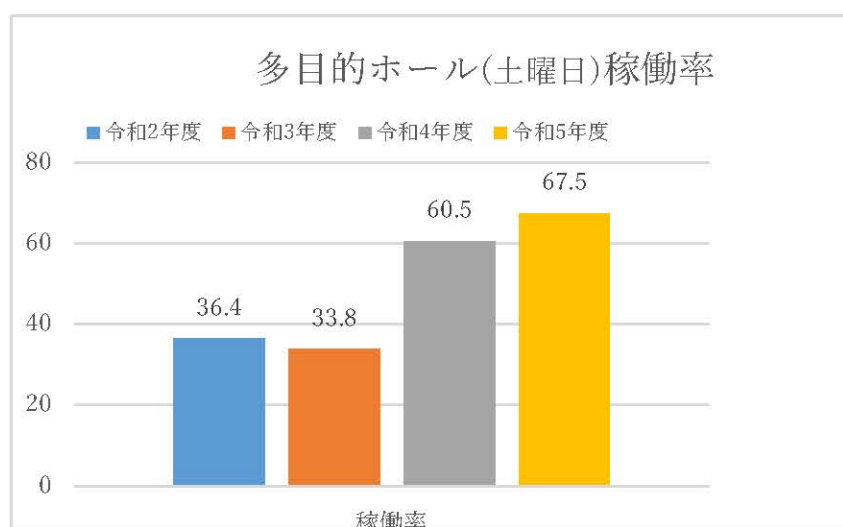
ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設稼働率目標及び利用促進の方針

利用率が低い土曜・日曜・祝日について活用していただけるよう、子どもや現役世代、健康な高齢者を対象とした自主事業を計画するなど工夫していきます。なお、令和2年度からみどり子ども食堂を多目的ホールで実施しているほか、平成29年度から実施している土曜ヨガや珈琲ボランティアを継続して実施しているため、稼働率は上がっています(多目的ホール：土曜夕方 令和2年度 36.4% 令和3年度 33.8% 令和4年度 60.5% 令和5年度 67.5%)。

令和7年度以降も多くの方が地域ケアプラザを利用していただけるように、現役世代や子どもを対象とした講座を実施していくなど、稼働率向上と地域ケアプラザの周知に努めていきます。



2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシ、LINE を活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をします。薬局やコンビニ等に広報紙を置かせてもらえる店舗を増やしていきます。

(1) ホームページ

ア 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供します。

イ 貸室の空き状況を地域ケアプラザ窓口およびホームページに月3回更新・掲載します。

(2) 広報紙やチラシ、LINE の活用

ア 地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等での説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（**2110 部**、年 10 回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っていきます。

イ 地域ケアプラザの情報コーナー（1F から 2F への階段の踊り場の壁等）に、事業についてのポスターをわかりやすく掲示します。

ウ 近隣施設（区市民活動支援センター、緑スポーツセンター、コミュニティハウス等）や、近隣企業（ファミリーマート、クリエイト等）、中山商店会にチラシを配架していただいております、今後さらに連携先を拡大していきます。

エ 地域の催しや事業の際にも、広報紙や事業のチラシを配布することで、自治会町内会未加入者やホームページの閲覧環境にない方にも情報提供ができるよう努めます。事業の内容によって興味のある方へ情報が届きやすくなるよう、緑スポーツセンターや市民活動支援センター等、配架の協力依頼先を工夫し、今後も緑区薬剤師会等にも協力してもらい、より広い情報発信が出来るよう努めていきます。

オ 令和 5 年度より、SNS 活用として LINE による地域ケアプラザの広報を開始しました。地域ケアプラザの事業や登録団体の活動情報を、幅広い世代へいち早く発信していきます。開始より登録者数も伸びており、登録方法等を含めた案内も合わせて実施していきます。



(上) 広報紙：みんなのハーモニー

(3) イベントを活用した情報提供

区民まつりやハーモニーみどりふれあいまつり、地域のお食事会等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報しています。相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応します。

- 1 地域の身近な相談窓口として、まず話を聴き必要に応じてより専門性が必要な場合には専門機関に情報を繋げていきます。介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供を行います。相談を受けるにあたり、基幹相談支援センターや緑区役所緑福祉保健センター高齢・障害支援課などの専門職と連携をとりながら情報共有をしていきます。
- 2 日頃よりサービス提供事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしていきます。また、医師や看護師に研修講師を依頼し、地域の方への疾病予防の啓発や、ケアマネジャーの知識を深める機会を作っていきます。
- 3 子育てに関する相談者を適切につないでいくために、地域子育て支援拠点や子育て支援連絡会等と連携し、ネットワーク強化に努めます。
- 4 障害に関する相談について、自立支援協議会への出席や近隣の障害の関係機関との共催事業を開催していくことで、区内の事業所との連携をとりながら情報共有をしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員、所長の6職種（以下「6職種」という。）は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出・共有して、各職種が連携して支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の企画や講師選定などで、緑区内および法人内の地域ケアプラザや地区セン

ター、市民活動支援センター等と情報交換に努めます。

(2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。

(3) 各ネットワーク会議や地区別計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。

(4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園等と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

(5) 令和5、6年度は中山地区センターと共催で、なかやま笑劇場（落語家を呼んで）を実施しています。合築施設のメリットを活かし今後も連携していきます。



(上) 地区センターとの共催で行ったなかやま笑劇場の様子（満席）

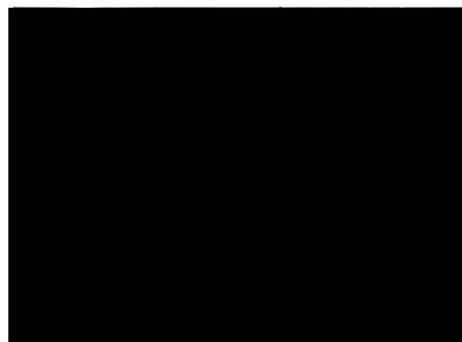
エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員・児童委員、保健活動推進員、緑区老人クラブ連合会、自立支援協議会、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。各地域で行っているサロンなどの横の繋がりがもてるような交流の機会を企画していきます。
- 2 「みどりのわ・ささえ愛プラン（緑区地域福祉保健計画）」を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員や緑区老人クラブ連合会等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。三保地区には、新たな地域の場として「さんさんルーム1号館」「さんさんルーム2号館」ができましたが、地域住民への浸透がもっと必要です。利用頻度がさらに増えるように地域ケアプラザ主催事業の開催や「さんさんルーム」で活動している団体の周知等を行い、地域の方が有効利用できるようにしていきます。また、ひとつの講座をきっかけに地域のボランティアとしてデビューすることをサポートし、担い手育成の一環としても行っていきます。
- 3 区役所・区内地域包括支援センター合同の地域包括支援センター多職種連携部会に参加し、円滑な在宅ケア体制づくりを目的に、緑区医師会の協力のもと設立された「在宅ケアみどりネットワーク」とも協働しながら、区内の医療機関及び介護保険事業所との連携推進を図っていきます。また、緑区在宅医療相談室との連携を行いながら、医療・介護のネットワーク

構築を今後も継続して図っていきます。

- 4 エリア内のケアマネジャーと民生委員・児童委員の交流会を開催し、居宅介護支援事業所と地域のネットワーク作りを進めていきます。新治中部地区、三保地区の民生委員児童委員協議会開催日に合わせてエリアのケアマネジャーを集めて、ケアマネジャーの業務の範囲や民生委員の仕事の内容をお互いに理解しあえる機会としていきます。
- 5 乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、子育て支援連絡会に参加し、ネットワークを強化していきます。
- 6 近隣の小学校、中学校、高校、大学と連携し、福祉教育実習の受け入れや、職業講話の講師として地域ケアプラザ職員を派遣するなど、地域ケアプラザの周知を実施していきます。大学の教員育成のための実習の最終日には、各自の得意なことを披露してもらいデイサービスの高齢者とのふれあいを通して高齢者の理解をしてもらいます。
- 7 近隣の小学校との連携では、デイサービスで交流を図るなど、地域の子どもたちにも地域ケアプラザについての理解を深めてもらっていきます。高齢者疑似体験などを通して高齢者や認知症になった人の気持ちの理解も深めてもらっていきます。
- 8 緑区地域活動交流コーディネーター連絡会で作成した「福祉教育事例集」を緑区内の小学校・中学校・高校へ配布しています。オーダーの内容によっては、緑区社会福祉協議会や複数の区内地域ケアプラザで協働し学校訪問をします。



(左) 中山小学校3年生
デイサービス交流会の様子

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 緑区の区政運営方針『次世代につなぐ みんなにやさしいまち「ふるさと みどり」』について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。
- 2 緑区福祉保健センターとの協議により、第5期緑区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 自主事業の企画検討に当たっては、緑区地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組めます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めます。区役所、区社会福祉協議会とは毎月地区支援チーム会議を行い、地域の課題が少しでも解決できるように検討していきます。
- 2 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。
- 3 地域住民が地域課題を我がことと捉えてもらえるよう、各プロジェクト（見守り居場所づくり委員会やちょい助プロジェクト等）へ参加し、地域ケアプラザの視点からサポートしていきます。介護保険制度や公的支援の情報提供など地域ケアプラザの職員が力になれることもあることを周知していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

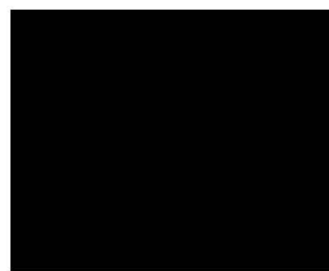
ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開していきます。なお、実施にあたっては地域グループ、地域のボランティア等の協力を積極的に呼びかけます。

1 子育て支援事業

子育てサロンである「ちゃちゃちゃ広場」や、地域子育て支援拠点いっぽや、みどりっこ親子の居場所はなまるなどの子育て支援事業者と共催で「なないろ★ほっとタイム」を開催するなど、子育て世代の仲間づくりや情報交換の場の提供をしています。おもちゃや遊具を定期的に福祉保健協力団体が福祉保健活動の一環として掃除することで、衛生面や安全面でも安心して利用していただきます。



(上) ちゃちゃちゃ広場の様子

また、単発の事業として、年に1回父親育児支援講座を実施します。受講した父親からニーズ調査を実施して、より多くの方に参加いただけるように講座内容を充実させていきます。

2 高齢者支援事業

幅広い世代が参加できる事業としてアコーディオンの演奏で歌う「歌声ハーモニー」を開催します。介護保険サービスを利用している方の受け入れも行い、ご家族とも相談をしながら継

続的な参加につながるよう、ボランティアに見守りを依頼するなど協力して対応をします。また、令和6年7月に第150回を迎え、参加者全員でお祝いをしました。参加者の中には家で介護をしているので、ここが良い息抜きになっているという意見や、外出機会の増加の理由になっているという意見もアンケートでいただいています。

生活支援コーディネーターと協働で多世代交流の場として、小学生が中山地域ケアプラザのデイサービスを見学して、歌や楽器の発表をする交流会をしています。

(上) デイサービスお客さまと小学生の交流の様子

握手をするといつまでも子どもたちの手を握っている高齢者もいて、今後も交流の機会を創出し大切にしていきます。

3 障害者支援事業

地域活動ホーム「あおぞら」の利用者20名を対象に、紅茶ボランティアの協力を得て月1回「あおぞらカフェ」を実施しています。普段、街の喫茶店に行く機会が少ない利用者が、自分でお金を払ってお茶をゆっくり飲む、というカフェの雰囲気を楽しんでもらうことが、社会参加の機会となっており、今後も継続して実施していきます。

また、地域活動ホームあおぞらと共催で障害者と地域住民が顔見知りになることを目的とした「あおぞらヨガ」を継続的に実施しています。こちらの事例を横浜市と横浜市社会福祉協議会等が作成する「コーディネーターハンドブック」に掲載し、市域で展開しています。コーディネーターが何に悩んでどう解決したか、わかりやすく説明し、他エリアでも活用してもらえるように工夫しています。その他にも、緑区内の障害者支援機関が集まる自立支援協議会に出席し、障害者施設と情報共有を行っていくことで、連携を強化していきます。

(上) あおぞらヨガの様子

4 担い手発掘へ向けた事業

担い手の発掘へ向けた事業として、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を年に1回実施しています。そこで登録いただいた方々に、ケアプラザの自主事業のボランティアや、デイサービスでのボランティアを紹介し、活動の場としていただいています。

また、毎年中山地域ケアプラザで活躍している紅茶ボランティアや珈琲ボランティアに向けた、研修やスキルアップの講座をそれぞれ企画しており、地域の方々にも参加いただき、ボランティア活動の活性化やボランティアメンバーへの参加の促進を図っています。

5 男性支援

父親育児支援講座、珈琲ボランティア講座等、普段中山地域ケアプラザに立ち寄る機会がない男性向けの講座を設けることによって、男性も若い世代から切れ目ない繋がりを持つようにしていきます。また、地域包括支援センター事業である「おとこの介護」といった男性介護者向け事業や、男性限定の元気づくりステーションである「なかやま元気体操」に繋げることで、

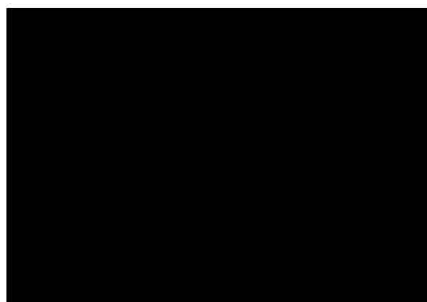
孤立を防ぐ一助になるようにしていきます。特に「なかやま元気体操」については参加者から「男性だけでゆるやかに繋がれる場としてとても参加しやすかった。」とのお声をいただいています。

6 地域連携事業

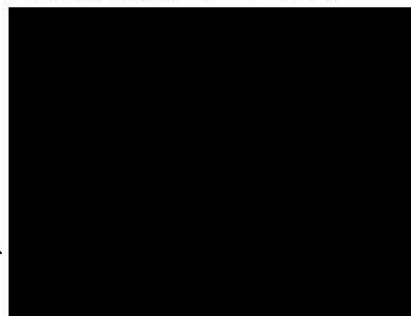
地域ケアプラザから遠い地区に関しては、地域の身近な相談窓口としての周知も兼ねて、三保地区社会福祉協議会と連携して「三保ミニデイ」を支援しています。また地域の居場所として「さんさんルーム1号館・2号館」の周知のために『地域活動リスト』を相談窓口でお渡しして、地域活動をわかりやすく説明していきます。

7 施設間連携事業

緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」と共催で「こうえんあそび」や「なないろ★ほっとタイム」などの事業を開催して、子育て世帯向けに情報発信や地域での交流の場を提供しています。他にも地域活動ホーム「あおぞら」との共催事業で「あおぞらカフェ」や「あおぞらヨガ」を開催することで、「あおぞら」参加者のモチベーションアップの機会の創出や、地域の方との顔の見える関係性の構築に繋がっています。各施設の強みを生かした連携を続けていきます。



(左) 公園遊びの様子



(右) あおぞらカフェの様子

8 自主活動化への取組

ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っています。現在は「あおぞらヨガ」・「あおぞらカフェ」「珈琲たいむ」「ベリーダンス」等を実施しています。又、自主化したヨガサークル「YUKAヨーガ」のメンバーが「あおぞらヨガ」のボランティアとして年4回活動しています。今後もこれをモデルケースとして、事業の自主化に力を入れていきます。

9 その他

自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと共有し解決に向けて協働していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- 1 地域ケアプラザ登録団体に向け、年1回貸室利用説明会を開催し、皆が気持ち良く貸室を利用できるように支援していきます。
- 2 貸室の空き状況を地域ケアプラザの窓口およびホームページに掲載することで団体の活動スケジュール管理がしやすくなったとのことで今後も継続していきます。
- 3 地域ケアプラザ登録団体の活動を紹介する展示コーナーを、区役所や長津田アートパークに設けて団体のモチベーション向上に繋げ、利用の促進を図っていきます。



(左)

地域ケアプラザ貸し部屋団体展示の様子

- 4 地域ケアプラザ登録団体(団体Ⅰ、団体Ⅱ、団体Ⅳの無料団体)が希望した時間枠が地域ケアプラザの自主事業と重複した際は、事業終了後すぐから貸室を使っていたるように工夫する等、出来る限り団体の希望に添えるように調整していきます。
- 5 福祉保健協力団体(団体Ⅱ)の年2回以上の福祉保健活動について相談に応じ、一緒に検討します。団体の普段の活動内容に沿った形で地域貢献できるような提案をしていきます。
- 6 地域ケアプラザ登録団体の安定化と継続性を保つために、今後も参加者募集のチラシを地域ケアプラザの情報ラウンジに配架します。
- 7 行政と連携し、地域ケアプラザ登録団体がスムーズに部屋の利用予約ができるように、予約の体制を整えていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

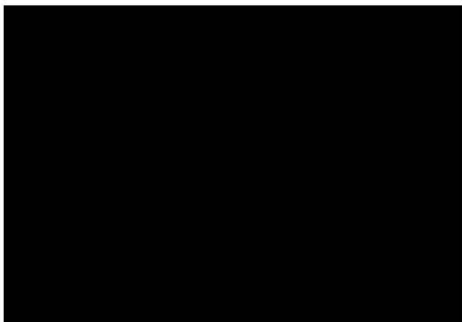
ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容也多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の障害者施設やグループホーム等への支援も積極的に行っています。ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増え、活動に意義を感じられるようよう取り組んでいきます。

(1) 育成体制

- ア 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげていきます。また、地域での活動の場については、緑区社会福祉協議会と連携しながら、コーディネートを行っていきます。
- イ ボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を開催し、後方支援をしていきます。
- ウ ネットワーク形成として、年1回、日頃の活動への感謝を含め、ボランティア感謝会を開催しています。ただの茶話会ではなく、ボランティア活動のスキルアップに繋がる内容になるよう毎回趣向を凝らしていきます。
- エ 年1回珈琲ボランティア講座を開催し、メンバーの育成、仲間づくり・生きがいづくりの機会としています。珈琲ボランティアと紅茶ボランティアの両方がいるのは当地域ケアプラザの強みであり、ハーモニーみどりふれあいまつりでは合同でカフェを出店する等の協力をし合っています。新たな取組として長津田アートパークにて地域活動交流コーディネーター周知のためのパネルを設置していただきます。



(上) ハーモニーみどりふれあいまつり
紅茶・珈琲ボランティアと利用者の様子。

(2) 活動環境整備

- ア ボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。中山地区センター共催のクリスマスコンサートへの出演や、デイサービスでの交流、地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行っていきます。
- イ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう説明会の情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけづくりを支援しています。緑区地域活動交流コーディネーター連絡会では、緑区版のチラシを作成し、地域ケアプラザで開催する説明会の情報を提供していきます。
- ウ デイサービスの敬老週間やクリスマス週間等のイベントに合わせて活動日を調整することで、活動する側も楽しめるように配慮しています。また、ボランティアの希望する活動内容によって、緑区社会福祉協議会のボランティアセンターに繋げるなどのコーディネートも行っていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 法人独自で作成した地域アセスメントシートを用い、6 職種で地域情報を共有していきます。地域アセスメントシートの作成においては、各自治会役員及び民生委員・児童委員へ協力を仰ぎ、現況確認等情報収集をして地域の課題解決につなげていきます。
- (2) 各職種が会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関する様々な情報や地域の社会資源などについて、常に最新の情報を収集・把握するよう努めます。毎月の区役所や区社会福祉協議会との定例のカンファレンスでは相互に情報交換を行いより詳細な情報把握に努めていきます。
- (3) 地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を直接聴ける機会に積極的に参加し情報収集に努めます。
- (4) 自主事業参加者や、貸室利用団体等へアンケートを実施し、ニーズの把握・情報の収集に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザを利用している貸室利用団体の活動状況や、福祉保健に関する様々な事業に関する情報を積極的に提供していきます。
- (2) 地域の方すべてに向けた広報紙を毎月作成し、事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。今後も自治会町内会の回覧や、近隣施設への配架依頼、ホームページ掲載等誰もが、身近な場所で情報を入手できるよう努めます。LINE でも広報紙で様々な事業を行っていることを周知していきます。
- (3) 事業参加者に自主事業やボランティア活動の周知を行うとともに、ホームページを随時更新し、若い世代や多忙な方、自治会町内会未加入者等にも活用していただけるよう工夫し、多くの方に情報を提供していきます。
- (4) 地域行事、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、当事者団体等の地域活動に積極的に参加し、情報収集及び提供を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 各自治会町内会の法人独自の地域アセスメントシートを作成し、それぞれ自治会町内会の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。そのため、引き続き地域の各種会議への出席や地域活動へ足を運び、地域の方との関係性を築き情報収集を行う

ていきます。

- 2 森の台コミュニティハウスの地域活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。また、担当エリアにある商店街やエリア内の介護保険サービス提供事業所に聞き取りを行い、生活支援サービス等の社会資源を把握していきます。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かしていきます。
- 4 状況の把握が不足しているエリアについては、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員の方など、自身の住んでいるエリアの特徴や状況を教えて頂くことのできる関係性を築き、地域の課題だけではなく人間関係や地域の力・魅力などを伺う機会の調整を行っていきます。
- 5 定例カンファレンスや地域ケア会議に参加し、個別ケースから地域課題や高齢者のニーズについて把握していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 地域の多様な主体による社会資源に関して、地域住民や専門職等様々な方との会話の中から、また自ら町を歩き情報を把握していきます。
- 2 中山エリアには、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）を活用し通所型の居場所を立ち上げた団体が2つあります。主体はNPO法人等で、地域にお住まいの方の居場所・繋がりづくり、介護予防に取り組んでいます。その活動の立ち上げや活動継続、周知のための支援を地域包括支援センター、地域活動交流コーディネーターと連携し行っています。また、地域住民やケアマネジャー向けの説明会や交流会、見学会等も行い、情報発信を行っています。今後も、地域の社会資源として活動が活発になっていくよう支援を継続していきます。
- 3 ケアマネジャー等の専門職に対し、地域包括支援センターと連携し、独自の社会資源リストを作成し配布します。リストは年2回の更新を図り情報発信を行っています。
- 4 横浜市の地域活動・サービスデータベースシステム（A y a m uシステム）の運用に伴い地域の活動情報をより広く収集しています。今後も、A y a m uシステムを活用しながら情報の共有を行っています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 地域住民の生活支援や見守り・コミュニティの形成などのために、区役所・社会福祉協議会と連携して、移動販売を協議体として位置づけ、企業との連携を図っています。今後も地

域住民の生活が安定的に継続するよう協議体の取組を進めていきます。

- 2 三保地区で発足した、ちょっとしたボランティア(名称『ちょい助』)活動の立ち上げについて、実際の運営に至るまでの検討事項や体制づくりなど、目指す地域像を共有し、共通理解ののもと支援チームとして事務局と協議を重ねていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者の生活のニーズにマッチングできるよう、お住まいの近くであるいは自宅から少々離れていたとしても、趣味や希望に沿った通いの場等を提供できるよう、社会資源の把握をして案内を行っていきます。
- 2 既存の社会資源のみに頼らず、高齢者の求める社会資源の創出ができるよう、NPO・企業とも連携をして、高齢者の立場に立って、地域で多様なサービス・活動の充実を図っていきます。
- 3 様々な地域活動へ参加して、高齢者の関心事項を察知できるよう関係性を構築していきます。
- 4 個人のニーズにも耳を傾け新たなサービスの創設にも尽力していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センター職員が速やかに訪問し、対応しています。障害者支援や子育て支援についても総合的に相談を受け適切な専門機関へと引き継ぎます。
- 2 区役所や地域の関係者（民生委員・児童委員等）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域ニーズの把握や複合的な問題を有する個別ケースへの対応が出来る様に努めていきます。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげていきます。
- 4 総合相談の記録については全てのケースを生活支援コーディネーターと共有し、介護保険以外の社会資源の活用の促進や、個別ケースから見えてくる地域の課題について地域ケアプラザ内で共有していきます。また、必要に応じて地域ケア会議につなげていきます。
- 5 地域の集いの場に積極的に顔を出し、地域包括支援センターの機能について周知していきます。管轄エリアには地域包括支援センターに来所できない高齢者もたくさんいる事か

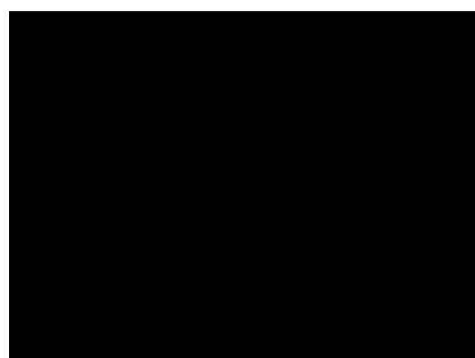
ら、訪問での相談対応も可能である事を PR し、小さな事からでも相談して頂ける様にしています。

- 6 地域交流活動事業の来所者の中で、気がかりな方がいる場合には、地域包括支援センター職員へ情報提供を行い、生活支援コーディネーターと共有しつつ、6 職種での会議等で迅速に情報共有を行い対応します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、緑スポーツセンターや駅前商店街で「認知症サポーター養成講座」を開催しています。また、認知症サポーター養成講座ではないですが、認知症高齢者に対する接し方をメインとしたミニ講座を郵便局の配達員向けに開催しました。その他福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小中学校などに向けて講座の開催を働きかけ実施しています。キャラバンメイトの資格をお持ちの地域の方



(上) 中山商店街
認知症サポーター養成講座

には、講座を開催する際に関わってもらっていますが、高齢化しているため、新たなキャラバンメイトの養成につながるよう認知症サポーター養成講座受講者の中からボランティアやキャラバンメイトにつながるよう働きかけていきます。

また、地域の民生委員・児童委員向けに、認知症サポーター養成講座や、その他認知症に関わる勉強会の開催及び、オレンジカフェスタッフ向けにも認知症サポーター養成講座を開催していきます。さらに、今後は企業への働き掛けも行っていく予定です。

- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、早期の段階での認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が中山地域ケアプラザの地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会周知していきます。中山地域ケアプラザが後方支援しているオレンジカフェを基盤としてチームオレンジの取組を開始しています。認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活の継続と地域の一員として役割を持って生活ができるよう、チームオレンジの理解を広げ見守りやサポート体制のコーディネートをしていきます。



(上) 運営スタッフによる
オレンジカフェ会場装飾

- 3 認知症初期集中支援チーム事業や物忘れ検診について PR していきます。地域に住む認知症

を疑われる住民に対し、早期の医療や介護サービスの導入を行い、病気の進行予防やその方のQOLの向上に努めていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待に関しては、民生委員やケアマネジャー、警察や区役所からの通報により虐待の発見につながるケースが多いため、民生委員やケアマネジャーが早い段階から相談しやすい関係づくりに取り組んでいきます。区役所や関係機関と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように地域包括支援センターの専門職間で連携し、専門的・継続的な視点から支援していきます。家族の介護負担軽減のために介護者の集いや介護者教室を定期的に開催し、必要な方を参加につなげ、介護者が孤立しないよう支援していきます。
- 2 身体的・経済的虐待が疑われるケースについては、区役所とも連携して早い段階から関わりを持つようにしていきます。そうすることで虐待防止や養護者支援につながると考え行動しています。また、養護者支援の観点から、ヤングケアラー等に対しても、同じように区役所等と連携し、介護負担の軽減に向けたアプローチをしていきます。介護者自身が抱える生きづらさ等の話を傾聴してご本人自身の人生も豊かに生きていかれるように支援していきます。
- 3 成年後見制度の利用が必要な方には、スムーズに制度利用につながるよう、手続きの説明を行い、必要な方には申し立ての支援を行います。地域の会合等でエンディングノートや遺言・相続に関連付けて講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を行っていきます。また、講座に合わせ、成年後見制度の利用を実際に検討している人に対し、弁護士や司法書士、行政書士等による相談会も実施しています。消費者被害防止のため、消費生活支援センターと連携して地域の会合等で振り込め詐欺等について注意喚起を行ったり、消費者被害防止ステッカー等を配布していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワークづくりのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応を行っていきます。また、民生委員・児童委員とケアマネジャー交流会を開催しネットワークづくりを支援していきます。その他、生活支援コーディネーターと協力して横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の説明会・見学会を開催し、その他のインフォーマルサービス等もケアマネジャーに周知する機会を持ちます。

- 2 区役所や医師等専門家、介護サービス提供事業所を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供していきます。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。
- 4 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをしています。その他、中山地域ケアプラザ圏域の居宅介護支援事業所の新任ケアマネジャーに対しても適宜研修を行っていきます。
- 5 在宅医療連携拠点や緑区医師会の医師とも連携して地域の人材育成の一環として研修を行うなど医療・介護の連携に努めていきます。
- 6 エリア内の主任ケアマネジャーの育成の一環で地域向けの事業や集いの場に主任ケアマネジャーを招き、地域住民に介護保険制度について説明を担当してもらう機会を設けていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 緑区在宅医療連携室の相談員、緑区医師会の医師、ケアマネジャーと地域包括支援センターの主任ケアマネジャーで、事例検討会や交流会の場を設け、他職種間の顔の見える関係作りの構築に努めていきます。
- 2 緑区医師会、区内の地域包括支援センター、区役所、区内介護保険事業所が連携して「在宅みどりねっとワーク」として研修や事例検討会を企画してエリア内の介護保険事業所人材育成支援をしていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

複合的な問題を抱えるケースや、地域の介入が必要なケースを中心に、個別レベルの地域ケア会議を年2～3回程開催します。地域の課題を抽出し、自治会関係者、民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

個別レベルの地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、緑区社会福祉協議会等と協力して、包括レベルの地域ケア会議、さらには区レベルの地域ケア会議につなげていけるよう検討していきます。また地域の皆様とともに解決できる課題については個別に取り組んでいきます。



(上) 地域ケア会議の様子

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、地域の皆様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

地域ケアプラザの強みを生かし、介護サービスのみならず、住民主体の通いの場や移動販売等のインフォーマルサービスを積極的に情報提供し、自立を支援していきます。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応していきます。

（１）人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、市域、区域での研修会に年1回以上出席します。

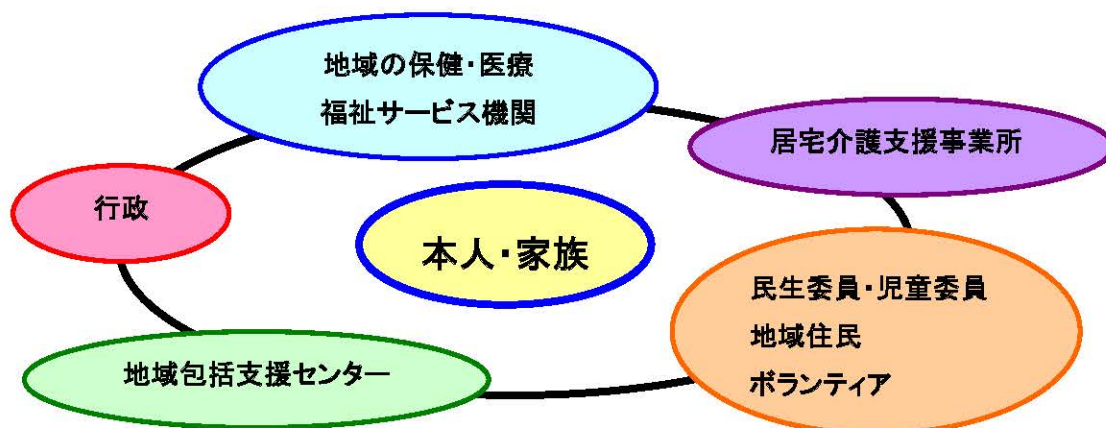
（２）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、緑区役所や地域の保健・医療・介護サービス提供事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

（３）居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な自立支援に基づいた適切な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。具体的には、初回訪問等に積極的に立会い、ケアマネジメントの支援を行い、サービス担当者会議、モニタリング、評価等を活用し、介護予防プラン作成の継続的支援を行います。その他自立に向けた支援が行える様、介護サービスのみではなく、インフォーマルサービス等についても積極的に情報提供していきます。又、委託先の選定に関しては、複数事業所を提案し、お客さま自身で選んでもらえる様に支援していきます。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

地域に住む高齢者が、介護予防に対する知識を学ぶ機会を持ちつつ、住民主体の通いの場等に参加し、人や地域とつながりつつ生きがいや役割を持ち、自然と介護予防に取り組める様な地域を目指します。

- (1) 地域の食事会や交流会、緑区老人クラブ連合会、地域ケアプラザの自主事業等の機会に対象となる高齢者の把握に努めていきます。
- (2) 民生委員・児童委員、緑区老人クラブ連合会、保健活動推進員等と連携を密にし、広く潜在する高齢者の把握に努めていきます。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、フレイル予防、オーラルフレイル予防の大切さを啓発し、地域の高齢者が自主的に介護予防に取り組めるよう支援していきます。
- (2) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催しています。運動系の介護予防は地域の方にも人気があり、今後も続けていきます。
- (3) 区役所、緑区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、緑区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をしていきます。

3 介護予防事業の展開

- (1) フレイル予防、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防等、介護予防に効果のある事業を実施していきます。

出張での講座を開催する際は、民生委員、保健活動推進員、自治会関係者等の地域の現状に詳しい住民と連携し、その地域に住む皆様が介護予防に興味を持ってもらえる様、音楽やヨガを取り入れ介護予防について楽しく学べる講座を企画していきます。
- (2) 区が作成した介護予防のアンケートを、年間 100 名を目標に地域住民から取り、圏域の住民のニーズに合った介護予防講座を展開していきます。
- (3) 地域に根差した（自治会や民生委員・児童委員やスポーツ推進員などが中心で行っている）介護予防活動が継続できるよう、介護予防支援者に向けた研修会や連絡会を開催し活動支援をしていきます。

4 地域活動の支援

- (1) 地域アセスメントにより高齢者の介護予防に関する自主活動が少ないエリアでは、区役所と連携し元気づくりステーション等の立ち上げを積極的に支援していきます。

(2) 生活支援コーディネーターと連携し、定期的にエリア内にあるサロンやミニデイサービス等の通いの場に訪問します。通いの場参加者に対して介護予防について普及啓発を行いつつ、運営者ともコミュニケーションをとり、必要に応じて出張健康講座等を行い、継続的に活動が出来るように支援していきます。



(上) なかやま元気体操の活動

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 「みどりのわ・ささえ愛プラン」(地域福祉保健計画)を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に向けて協働していきます。
- 2 地域ケア会議を年間2～3回を目標に開催します。多職種での専門的視点や地域住民の視点を活用して地域課題の抽出や解決に向けての方法を検討し共有していきます。地域住民と協働して解決に向けて対応します。
- 3 区役所、緑区内地域包括支援センター合同での地域包括支援センター多職種連携部会に参加し円滑な在宅ケア体制づくりを目的に、緑区医師会と協力のもと設立された「在宅ケアみどりネットワーク」とも協力しながら、緑区内医療機関及び介護サービス事業所の連携推進を図っていきます。
- 4 商店街や小学校、近隣の企業と協力して認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を地域へ深める支援をしています。
- 5 エリア内の事業所のケアマネジャーの連絡会を開催し、地域に対する理解と民生委員・児童委員等とも関係性を深めて事業所と地域の関係団体とのつながりの強化に努めています。
- 6 エリア内の事業所の主任ケアマネジャーの連絡会を開催し、主任ケアマネジャーとして地域支援、地域貢献の仕方を一緒に学び支援します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施すべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を活かし、地域包括支援センターとの連携を密にしながら、きめ細やかに個別対応をして支援困難ケースも受け入れていきます。特定事業所としての毎週の会議では、新規のお客さまや既存のお客さまの情報を各ケアマネジャー間で共有して、担当者不在でも緊急時対応ができるようにしていきます。

また、お客さまの相談に随時対応できるよう特定事業所として 24 時間相談体制をとっています。さらに、令和 6 年度は、他法人との連携で地域のケアマネジャーの質向上支援の一環としてインシデント事例検討会を企画し実施しています。このインシデント事例検討会とは、事例提供者からのインシデント（ひとつの出来事）に対して質疑応答をしながら、事例の概要を明らかにし問題の解決と具体的な対応をしていく手法です。具体的な支援に結びつくだけでなく、短時間で検討会が開催できるためケアマネジャーには好評です。また、新人ケアマネジャーの実習の受け入れも毎年積極的に行っています。

（１）在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療介護連携
- ・ 自己実現（ＱＯＬの向上）
- ・ 家族支援（ヤングケアラーへの支援・レスパイトケア）
- ・ 一人暮らし高齢者支援

（２）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、緑区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちサービス事業所への依頼をしてケアプランを作成していきます。

（３）サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントを行いケアプラン作成ができるように研修や OJT を努めています。主任ケアマネジャーはスーパービジョンの視点を忘れずに人材育成を行っています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び事務所内研修、事業所外での研修を各自実施していきます。特定事業所として年度末に各自、個人の来年度の研修計画を作成し実行していきます。
- ウ 定期的に、法人本部で特定事業所の主任ケアマネジャーが集まり、情報交換や制度理解、適正なケアマネジメント、生産性向上の観点からも業務改善等に取り組んでいきます。
- エ 特定事業所として毎週、事業所内で困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。

オ 緑区ケアマネ連絡会で、地域包括支援センター主任ケアマネジャーが後方支援の役割を担っていきますので情報を速やか受けとり、研修受講など積極的に行います。

(4) 他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザにおける居宅介護支援事業所であることを踏まえ、他法人との連携で地域のケアマネジャーの質向上支援の一環としてインシデント事例検討会や研修を企画し実施していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、中山地域ケアプラザにある認知症対応型通所介護を「認知デイさくら」と呼び、わかりやすく広報をしています。また、通所介護は「デイひまわり」と呼んでいます。

(2) 「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっていきます。お客さまご本人はもちろん、介護者とも顔の見える関係づくりを心がけていきます。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っていきます。

機能訓練指導員（看護職員）がご自宅を訪問して生活環境を把握し、一人一人の自立した生活に結びつく個別機能訓練を実施しています。また、胃ろう・ストマ・在宅酸素等、医療的ケアの必要なお客さまがいつまでも在宅生活を継続できるよう看護職員をはじめ多職種と連携し支援を行っていきます。

ご家族の在宅での悩みを少しでも解決できるように、認知デイさくらでは、年に2回の運営推進会議の場を利用して、ご家族のケアの悩みを伺ったり、協力医との認知症に関する意見交換、また地域包括支援センター職員より、地域ケアプラザで開催している介護教室等のお誘いなどを行い、在宅での介護生活を続けられるよう、ご家族を支える機会を作っています。デイサービスでは何をやっているか家族が知る機会が少ないのでこういう機会があると良いとの評価もいただいているので工夫して継続していきます。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点を持つ力と、事故防止のためのリスクマネジメント力の向上、介護技術や認知症ケアのスキルアップを目指し、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などデ

ーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

産業医に月1回来所してもらい安全衛生委員会を実施していきます。職員の労働安全を守るためにも各部署の代表職員で考え改善すべきところは改善していきます。ノーリフティングケアの考え方を法人では大切にしています。

2 サービスメニューについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

ア お客さまには、日々のご様子を毎月写真付きの報告書にてお伝えしていきます。また、ご希望に応じて、ご利用ごとにも写真付きの報告書をお渡ししていきます。

(2) 中山地域ケアプラザデイサービスの独自サービスメニュー

ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。

イ 手芸（編み物・製作等）、折り紙等の作品作りが活発で、完成した作品は展示しハーモニーみどりふれあい祭りで地域の皆様にもご紹介していきます。



(上) ハーモニーみどりふれあいまつりにて館内に掲示されたデイサービスお客さまの作品

ウ 地域のボランティア活動も個人、団体問わず多く協力をいただいています。また、近隣の小学校との交流も、感染対策を考えながら実施、多世代の人と人とのふれあいの時間も楽しんで頂きます。

エ 通信カラオケ、健康麻雀、囲碁、将棋等の導入を行い、心身の健康維持に効果が得られているため、継続します。

オ 全体で行うはまちゃん体操やリズム体操のほか、お一人お一人の機能に合わせたグループ別の機能訓練をプログラムに組み入れ、実施していきます。

カ 食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。中山地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、お客さまの嗜好やメニュー、食材選び、味付け等を行い、お客さまに楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。デイルーム横に厨房があるため、栄養バランスもよく、見た目の彩などにも配慮した温かい食事を毎回召し上がっていただけます。月に1回、お客さま自身に選んでいただく「選べるメニュー」を実施し、好きなものを選べる楽しみの機会も設けていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
2) 通所介護 認知症対応型 通所介護	ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 イ 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

2 運営費等を低額に抑える工夫

1) 組織的な取組	ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底 イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減 オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上
-----------	--

2) 事務の効率化	ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 イ D X 推進により令和 6 年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
3) 環境への配慮	ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
4) 省エネルギー対策	ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

指定管理料提案書
(横浜市中山地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	10,348,964円	10,489,712円	10,632,371円	10,776,969円	10,923,539円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	382,848円	382,848円	382,848円	382,848円	382,848円
事業費		・自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	☐	875,370円	889,275円	889,342円	911,573円	923,970円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	☐	3,034,206円	3,075,471円	3,117,298円	3,159,693円	3,202,665円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	12,468,657円	12,638,231円	12,810,111円	12,984,328円	13,160,915円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	-149,937円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				25,808,045円	26,173,537円	26,529,970円	26,913,411円	27,142,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	34,623,361円	35,094,237円	35,571,519円	36,055,295円	36,545,647円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	886,236円	886,236円	886,236円	886,236円	886,236円
事業費		・自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	☐	232,090円	235,246円	238,446円	241,689円	244,976円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	☐	1,755,118円	1,778,988円	1,803,182円	1,827,705円	1,852,562円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	3,314,394円	3,359,470円	3,405,159円	3,451,469円	3,498,409円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,977,199円	-2,520,177円	-3,070,542円	-3,628,394円	-4,193,830円
合計				39,590,000円	39,590,000円	39,590,000円	39,590,000円	39,590,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人 件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人 件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		・自主事業等にかかる経費(材料 費・講師謝金等)	☐					
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、印刷製本費、事 務消耗品費 等	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
合計								
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		一般介護予防事業に係る経費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市中心地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	25,808,045円	26,173,537円	26,529,970円	26,913,411円	27,142,000円
		地域包括支援 センター運営事業	39,590,000円	39,590,000円	39,590,000円	39,590,000円	39,590,000円
		生活支援 体制整備事業					
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	23,030,295円	23,343,507円	23,660,979円	23,982,768円	24,308,934円
		居宅介護支援事業	26,274,987円	26,632,327円	26,994,526円	27,361,652円	27,733,770円
		通所系 サービス事業	141,260,480円	143,181,623円	145,128,893円	147,102,647円	149,103,242円
			190,565,762円	193,157,457円	195,784,398円	198,447,067円	201,145,946円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
支出	内訳	人件費	169,674,009円	171,981,576円	174,320,525円	176,691,284円	179,094,286円
		事業費	12,373,440円	12,541,719円	12,712,286円	12,885,173円	13,060,412円
		事務費	38,757,794円	39,284,900円	39,819,175円	40,360,715円	40,909,621円
		管理費	25,333,781円	25,678,320円	26,027,546円	26,381,520円	26,740,309円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			246,139,024円	249,486,515円	252,879,532円	256,318,692円	259,804,628円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
収支							

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市中心山地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしサービスきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（3 館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者		
特記事項		